

改正

平成28年3月31日告示第35号

平成29年3月27日告示第12号

令和元年11月27日告示第22号

令和4年3月28日告示第13号

上天草市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市が一般競争入札又は指名競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第2項及び167条の13の規定により、予定価格の最低制限価格を設定するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設工事は、一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事で、予定価格が1億5千万円未満のものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 一般競争入札又は指名競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合は、施行令第167条の10第2項及び第167条の13に規定する最低制限価格を設けるものとし、当該最低制限価格は、原則として、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）（以下「最低制限基準価格」という。）に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（円未満切捨て）とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、最低制限基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

(2) 前号の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

(最低制限価格の決定)

第4条 最低制限価格は、開札直前に、入札執行者が熊本県電子入札システムにより決定した無作為(ランダム)係数を用いて自動的に決定する。

2 無作為(ランダム)係数の設定回数は、入札案件ごとに1回とする。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格の以上の価格をもって入札した者が存在するときは、入札執行者はこの者のうち、最低の価格をもって入札をした者(同価格の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9及び第167条の13の規定によるくじ引きにより決定した者)を落札者とする。

(入札参加者への周知)

第6条 一般競争入札の公告又は指名競争入札通知書において、最低制限価格は「有」と記載すること。

(最低制限基準価格の表示)

第7条 入札執行責任者は、予定価格を記載した書類に、最低制限基準価格を併記するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第35号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月27日告示第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上天草市建設工事最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施

行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。